

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第三十号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午前十時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君
岡崎 眞一君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
森 八三三君
大野 幸一君
下條 恭兵君
油井賢太郎君
木村福八郎君
川端 佳夫君

委員

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵省主税 泉 美之松君
局税制課長 菊池 明君
建設省道路局長 木村常次郎君
事務局側 常任委員 小田 正義君
常任委員 金専門員 小田 正義君
常任委員 金専門員 小田 正義君

本日の會議に付した事件
○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○当せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○物品税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定道路整備事業特別会計法案(内閣送付)

○委員長(平沼彌太郎君) 第二十九回の大蔵委員会を開催いたします。

○国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、(予備審査)当せん金附証票法の一部を改正する法律案、右二案について提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法に基づき、その運営の事情に鑑みまして、所要の改正を加えようとするものであります。その内容の概略を申し上げますと、先づ国家公務員共済組合の保健給付について、その支拂の適正化を図るため、療養費の現金拂は組合が必要と認めた場合に限り行うこと

といたしますと共に、組合員の診療について医療機関から不当な請求がなされることを防止いたしますため、医療機関に対する報告徴収及び検査に關する規定を設けることといたします。

次には、育手当金及び埋葬料の最低額につきましましては、現在の経済状態に應じまして、その金額をそれぞれ、四百円及び六千円に増額することといたし、又傷病手当金につきましましては療養の給付期間の経過後におきましてはその支給を打ち切るという改正を行うというものでございます。

このほか組合員が組合に對しまして返済すべき金額は俸給その他の給與から差引くことができるというように改正をいたし、なおかつその他所要の規定の整備を図りましたのが国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の趣旨内容でございます。

次に議題になりました当せん金附証票法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、政府及び地方公共団体が発売する宝くじについて、その発売に關する予算上の修理を簡明にし、併せて政府の発売する宝くじについて、発売の目的を社会福祉の増進のために限定し、且つその発売の限度を明確にする等の措置を講ずることを目的としたものであります。

この法律案の内容について御説明いたしますと、第一は、発売主体の宝くじに關する予算上の修理の方法を変更したことであります。従来、宝くじに關する予算上の修理の方法は、売上金を歳入とし、当せん金その他の経費を歳出として、それらを予算に計上して行われておりましたが、改正案におきましては、事務の簡素化を図ると共に、予算上の修理を明確にするため、修理方法を變更し、細収入となるべき金額だけを歳入に計上する細計予算によることとしております。

第二に、政府の発売する宝くじについて、発売の目的を限定したこととあります。従来、地方公共団体の発売する宝くじは、公共事業の費用の財源に充てることがなつておるのに対し、政府宝くじについては、その資金の使途に制限が附されておらなかつたのであります。政府宝くじは、社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てられる必要がある場合に限り発売し得ることとしたのであります。

第三に、政府の発売する宝くじについて、年度間の発売限度を明定したことであります。従来、政府は、国会が宝くじの発売に關する予算を議決した後、その議決された金額の範囲内で発売して参つたのであります。只今申上げました通り、発売予算に關する経理の方法を變更いたしましたことに伴い、今後は毎会計年度間の発売限度を法律に規定することとし、その発売限度の額は、現在の発売額を勘案して三十五億円といたしました。

以上本法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に物品税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、この二案について質疑を行います。ただ砂糖消費税のほうはまだ政府委員が見えておりませんから、物品税法の一部を改正する法律案を主題として一つ御質疑をお願いいたします。

○大野幸一君 この法案に對する物品税の廃止ということは二、三年前からもう農家方面から特に叫ばれていてたんですが、この法案に關してこの物品税をだん／＼と廃止して行くべきだと考へるのだが、その点についてこの立案者はその先鞭をなすものがこれである、こういうふうな考えられてこれは出されたものかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(川端佳夫君) 私たちはこの物品税法の一部改正を提案するに當りましては、全く農村対策という面から、特に物品税の中でこの水給關係のものを扱いたい、こういうふうな意見で提案をいたしたわけでありまして、もとより私たちが物品税といふものは自由党でありますから、私たちが物品税はできるだけ早く全面的になくなつたほうがいいんだというふうな考え方は持つております。併し財政の都合等もございまいしょうけれども、

取りあえずこの物品税法の中の水餉に
關する限りは緊急の問題であるからと
いう意味で、今回提案をいたしま
して御審議を願うことになつたわけ
でございます。

○大野幸一君 これは二年前からす
でに世論となつて出ていたんですが、四
月一日以前の物品税に對しても、今ま
でいへば起きている問題もその趣旨
に従つて行政的に処置するということ
を自由党方面でも希望されていると思
うのだが、その点はどうか。

○衆議院議員(川端佳夫君) 全く党の
ほうにおいても、できるだけ早く物品
税を撤廃いたして行きたい、こういう
考え方に立つておられることは御承知の通
りでございます。

○油井賢太郎君 この提案された物品
税法に關してですが、全然撤廃されま
すと、生産というものの資料に對する
ところの計画ということの資料です
ね、そういうふうなものはどういふ
点からお取りになるつもりですか。

○衆議院議員(川端佳夫君) むしろこ
の問題は農林當局に關して頂きたいと
思ふのであります、私たちが達觀
的に見まして、これによつて生産を助
長して行くというまでもないかも知れ
ませんが、現在平年作物から
転換をいたしましたこのも作を持統
さして行く、そうして或いは適當な時
期には作の転換の時期も来ようかと思
いますけれども、差當つても作が非
常に窮地に陥る、いも作農家が非常
に何と言いますか、困つて来るという
ようなことを救いたい、こういうよう
な考え方であります。

○油井賢太郎君 私が心配するのは、
物品税がありますと、いわゆる政府に
おいてどれだけの水餉或いは葡萄酒
などが生産されているかということ
つきりとわかるのです。従つて翌年
の生産体系というものは計画的にわ
かつて来るわけですから、ところがこ
う物品税もないということになります
と、それに対する生産計画とか或いは
その品質の面においてのいわゆる計画
ないか、そういうものが全然なくなり
ます、あなたがたがこの物品税をセ
ロにして、こういうものの生産を向上
させるという趣旨と正反對のような結
果が出るのです。そういう点は御懸念
はないのですか。

○衆議院議員(川端佳夫君) 私たち
は、これはお説でございますけれども、
むしろ逆の考え方、まあいいほう
に考へていけるわけなんです。これで
物品税が撤廃され、品質のよいものを
つて作る、こういうふうには私になつ
て行くのだらうと、こういうふう
にお説とやや反對のようない意味の考
え方を持つていられるわけでありま
す。

○油井賢太郎君 提案理由で以て約十
五億円見当は砂糖消費税を引上げて
ランスをとるというふうなことになる
ておりますけれども、まあ砂糖消費
引上げの法律が今度出ています、十
分その点の補いがつくことは確信で
ございます。

○衆議院議員(川端佳夫君) これは御
承知のように、衆議院の大蔵委員会
は修正案が可決されております。そ
うしてこれは衆議院で可決されたわけ
であります、この砂糖消費税の修正に
よつてこれは十分見返りの財源は得ら
れるものだという考へていられるわけ
でございます。

○油井賢太郎君 この場合ですね、物
品税をなくすということは結局消費
を増大させるという意味も相当含ま
れると思うのです。簡単に言えば砂糖
の消費を抑制する、という意味も相当
加味された御提案だと思ふのですが、
そうしますと一方において物品税がな
くなつた、水餉或いは葡萄酒によつて
砂糖の消費が抑制されるということに
なつて、御計画のように十五億の財源
減つた砂糖で以てカバーされるかど
うかということが疑問なんです。そ
ういふことは御検討になつてお出し
なつたのですか。

○衆議院議員(川端佳夫君) 私たちは
この物品税の改正法案の提案理由の中
に、砂糖消費税を上げることによつて
見返り財源を考へていられるのだとい
うなことを申し上げていられるわけ
な、同時に年度内に入つて来て課税
になるだらうと思はれる砂糖の輸入
も、大蔵省が考へて課税対象になつて
いる量よりも多く入るんじゃないか、
まあそういうことも考へておられる
わけでありま。むしろ砂糖は御承知の
やうに非常に生産状況も関係諸国が
つています。従つて勢い日本の国へ
入つて来る量は多くなつて行くのじ
やないか、決して国内の消費税程度
でまだ、その大勢を動かすところま
では行かない、物品税によつて水餉
を救う程度、我々はそのくらいな懸念
も持つていられるわけでございます。

○田村文吉君 この問題は砂糖の消費
税と関連しているようですが、来て
られますか、政府委員。

○委員(平沼彌太郎君) まだ見えて
いないのでございます。御質問があ
りますか。

○田村文吉君 これはあれですか、砂
糖消費税の改正のあれは議員提出で
すか。

○委員(平沼彌太郎君) 砂糖消費税
は政府提案でございます。物品税法が議
員提出。ちよつと速記をとめて。

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め
ます。

○田村文吉君 水餉の物品税廃止とい
うことは自分は私は悪いことじゃない
と思うが、そのために砂糖の消費税を
上げなければならぬということにつ
いて、政府はそういう点お考えない
とお考へになつての御提案と思ふので
すが、初めに御計画になつた消費税を
二百五十円お上げになることはただ財
源がないからいものほうの水餉の關
係上どうしてもお上げなければならぬ
ということでお上げになるということ
ですか。実は第二に伺いたいことは、
物品税をやめて欲しいのがまだたく
さんある。これは輿論になつて随分
さんある。そういうことで砂糖の消
費税を上げればどん／＼できるのだ
ということならばそういう問題が始終
から議員立法として出るだらう。そ
こでお伺いするのですが、そも／＼初
めお出しになつた砂糖の消費税とい
う額は、まだこれは安過ぎるという
考へで御提出になつたのですか。

○政府委員(泉美之松君) 今度の砂糖
消費税のうち分糖の税率を政府提案
の百斤当り千七百円の税率から千九
百五十円に引上げるということは、衆議
院のほうの御提案でありまして、政府
はいたしましてそういうふうにするの
がよいというふうな別段考へておるわけ
ではないのであります。ただそういう
ふうになりましてもまあさほど弊害は
ない、まあ問題は砂糖消費税の引上げ
による国民生活に及ぼす影響の程度で
ございまして、当初政府原案の千七百
円でございます、小売業者の販売価
格、これは今度統制価格が外れますか
ら幾らになりますか、予測の範囲を出
ませんがおよそ八十円程度と考へられ
るのでございまして、これが八十二
五十銭と二円五十銭ほど値上げになる
ことになろうと思ひます。その点で
それだけ国民生活に及ぼす影響がある
わけでございますが、まあこの程度の
率負担でございます、最初政府が千
七百円に上げようとしたときも当時
におきましては、戦前の砂糖の小売
格に對する砂糖消費税及び關税を含め
ました負担率がおおむね三〇〇程度
であります。それに対しまして、今度
上げましてもそれほどの負担になり
ませんので、まあこの程度のことであ
れば安当なではないかというふう
に考へておるのでございまして、勿論
田村委員の御指摘のように、物品税に
ついては、水餉のほかにいろいろ改正
の要望があるのでございまして、政府
はいたしましては、この際物品税に
手を触れないという方針で参りたい、
かように考へまして政府からは改正案
を提案いたさなかつたような次第で
ございまして、併しそれだからといつて
砂糖消費税を、幾らでも税率を上げて
行けば財源が出て来るから、これによ
つて物品税の改正を圖ろうという考へ
が出て来ますならば、それは砂糖消費
税の引上げには限度がございまして、
我々いたしましてはこの程度ならば
まあ／＼と見ておりますが、更に引上

げるといふことになりますと、国民生活に及ぼす影響等も考えなければならぬ。適当であるとは言いかねる場合も起きようかと考えております。

○田村文吉君 繰返して申し上げますが、水飴自体の物品税をおやめになること自体に私はちつとも異議はないのだが、その代り財源を砂糖消費税のほうに持つて行つた、そういうことでその政府で考えられておられる数字というものが、産業政策万般から言つてその始終変えられようになつてくる。出るなら、そういうふうな議論は出て来るが、それをお伺ひしたのですが、なお聞かところによりますと、相当に外国から菓子が入つてゐるということも聞くのですが、一体大よその菓子の値段といふものは国内の菓子に比べると原価が安いといふことを聞いておるのですが、砂糖消費税をこの際二百五十円上げになるのはいいが、そのために国内の菓子製造といふものを種々圧迫される状況に置いたのではこれはいかん、こういう心配をするので、場合によれば相当砂糖の輸入量が多くなるといふことであれば、消費税は上げなくても大体そのくらいの収入は入るじやないか、こういうようなことを一説として聞いておられるのですが、それについて政府はどういうふうにお考えになつてゐますか。

○政府委員(泉美之松君) 水飴の物品税の問題に關連して起つたわけでございますが、水飴の物品税を撤廃して、その財源として砂糖消費税の税率を引上げるということは、單に財源調達という意味だけでなしに、国内産の水飴の価格とそれから砂糖の価格との競争関係も考慮して、水飴の物品税を撤廃した程度ではまだ競争関係上十分であるから、更に砂糖のほうも税率を引上げて、それによつてバランスを圖ろうという見地が織込まれておるのでございまして、單純に十五億なり或いは十七億の財源を調達するといふだけの意味ではないものと政府は考えておるのでございまして、その意味合いにおきまして代り財源として砂糖消費税の税率を引上げることは適當であらうといふふうに考えておるのでございまして、これを他のものについて適用するといふことは適當じやないと思ひます。

それからもう一つ外国から相當菓子が入つて来てゐるというふうなお話がございまして、この点はまあ御承知のP Xなどを通じて入つて来るものもございまして、それからそれ以外に入つて来るものもあるようでございます。只今正確な数字は持つておりませんが、そういう点でいろいろ問題がございまして、すでに提案いたしておりました。關稅定率法におきまして菓子に對する關稅の定率を引上げて輸入抑止の役目を果させようといふことを、この砂糖消費税の税率引上げと關連いたしまして、やはり考慮いたしましてそういう点は國つておるような次第であります。ただP Xなどを通じては、遺憾ながら取締の万全を期し得ない憾みはございまして、

○田村文吉君 ただ私心配しますのは、それがために内地の菓子工業を圧迫するといふことになるのだと非常に由々しい問題になるから、そこで水飴のそれは至極結構だと思ひ、思ひが水飴と砂糖といふものは必ずしも競争的な立場にあるものでもない。そういうふうな競争的な立場にあるものであるという御解釈ならば政府は初めから砂糖の消費税をもつと高くするがよいし、水飴の物品税は初めからおやめになるがよい。ところがそうでなくして議員提出として水飴の撤廃をするといふことになるなら、どうも財源がないから、仕方がないから砂糖へ行つたと、こういうことにまあ我々は常識的に考へざるを得ないので。そのために一般の菓子工業を圧迫する虞れがないか、それでなくとも国内の菓子といふものは非常に原価が高いといふことを聞いておられますが、その点についてのお考えになつてゐるのですか。

○政府委員(泉美之松君) その点につきましては、統制撤廃後価格がどういふふうになるか、先ほど申しましたように予測の範圍を出ないのでございまして、従来業務用の砂糖の値段は、御承知のように家庭配給のものに比べて高かつたわけでございます。一斤小売価格が百十二円いたしておつたのでございまして、そうして家庭配給のほうは六十八円であつたわけでございますが、これが今後統制撤廃後になりますと先ほど申し上げましたように政府の原案でありますと八十円、それから改正法によりまして八十二円五十銭という程度になりますので、それによつて日本の菓子工業を圧迫するといふことではないものと考へておるのでございまして、

○田村文吉君 それから今のお話で何ですか、菓子の輸入に對しては定率法をお変えになるとかいう御意圖をお持ちになつてゐる、こういう意味ですか。

○政府委員(泉美之松君) これは關稅定率法の改正案を提案いたしておるはずでございます。

○田村文吉君 その中に入つておるのですか。

○政府委員(泉美之松君) 入つております。

○田村文吉君 どのくらいになるわけですか。

○政府委員(泉美之松君) 四〇%でございます。

○田村文吉君 四〇%上るのですか。

○政府委員(泉美之松君) いや、現行三五%を四〇%にするのでございまして。

○田村文吉君 五%だけ上るのですか。

○政府委員(泉美之松君) はい。

○森八三三君 只今の大蔵當局の御説明の砂糖の統制が廢止になると、おおよそ小売価格が八十円くらいになるので、その程度であれば統制中における一般砂糖の配給価格に對比いたしまして、国民生活を圧迫するとか、国内における砂糖を原料とする各種の工業に重大な影響を與えないであらうといふような前提に立たれまして、統制廢止後における海外の砂糖市況と對比して關稅定率法を一部改正いたしまして、一〇%なり一五%の關稅を高めて行くといふような施策、更に砂糖消費税一千円を一千七百円にするといふことによつて、そういう結果が大体生まれるであらう、今度の衆議院の修正されたものによつて、二百五十円上る程度であるから大して影響はないといふように御答弁があつたのであります。

が、最近における新聞の報道によりまする海外の砂糖の市況は、國際的に非常な増産でありまして、政府がこの原案をお作りになつた當時は大体百五十ドルから七十ドル見當の取引だつたものが、最近では百十七ドル見當に低落をして来ております。更にこれが今後、申上げますような國際的な大増産といふことを受けて更に低下をして行くであらうといふことに我々は想像をいたしておるのであります。政府原案による關稅定率法の改正と砂糖消費税の七百円アップといふことだけでこれをとどめるといたしますれば、恐らく国内における砂糖の小売価格は、業務用に例をとりますれば、統制中の価格に對比いたしまして半分にも下つちまうといふ現象が起るのではないか。今度の二百五十円上げるといふ修正案が実施されるということに相成りまして、恐らく現在の趨勢で行きますれば、統制中における一般家庭配給の最低価格でありました一斤六十八円をも更に下廻つて行くといふような情勢が生れて来るのではないかと、いふことに我々は非常に心配を持つております。勿論國民生活を豊かにして参りまする点から、消費資材である砂糖が安くなるといふことは非常に結構でありまして、これを拒否するわけではありませんが、それによつて關連的な立場に立つております国内生産の甘味料である水飴が非常に圧迫されるといふことになり、及んでいゝ類の生産に非常に大きな影響がある。昨年は御承知のように一貫匁が四十円前後で取引されたのでありまして、これは我々は生産者の立場に立つて考

えて見ましても不当であつて、昭和十一年の基本年次の対米比価から考えまして、この提案理由にも出ておりますように、いもの類の価格は大体三十円を中心として取引をされるというような段階を作ることが望ましいと思つて、その中でなければやはりこれは国民生活に非常に重要な影響があるわけでありまして、殊にいもの消費が醸造方面にも相当に使われているわけでありまして、そういうようなことを考えますと、不当な高値で取引されるというものはよく知らないが、三十円程度は対米比価から考えましても妥当であらうと考えております。その三十円を維持いたしますためには、恐らくこの施策を以ていたしまして、到底これをカバーすることはできない。勿論いもの価格は水飴だけを以て律するわけには参りません。この提案理由にも出ておりますように、全国の生産量約二十億貫の半数が飴に処理され、残りの五〇%中の二五%が醸造原料になり、更に二五%が水飴に加工されていることであるが、水飴だけの関係においていもの価格をここに規制をして論議をするというわけには参りません。でございますが、仮に水飴だけでこれを推進して参りますと、今度の諸般の改正が全部実施されたといつても、逆算をいたしますればいもの価格は九円を前後するといふような価格になつて、いもの生産は全く壊滅に瀕する状態になると思つて、いもの類の生産は現在程度のものは確保して置かなければ、国民生活の上から申しましても非常に重大な結果

が予測せられるわけでありまして、何といたしまして維持しなければならぬと思つて、その考えを参りますと、政府当局としてはこの改正程度で、その目的を達し得ると思つておられるのか。私はこの程度のことでは到底いもの類の生産を確保いたしまして、若し万が一の場合に終戦前後を通じていもの類が果したような国民の生命を維持して行くという重大な役割を担はせようとするためには、非常に遺憾な結果が生まれるのではないかというのを心配してゐるのでございまして、どうお考えになりますか。これは農林当局から伺うことで、大蔵当局には非常に無理なことかも知れませんが、この辺のお話でございます。要するに、関税定率法の提案理由の説明を見ましても、国内価格に急激な変化を與えないように、而もそれによつて国内の状況を維持育成して行くという見地から、関税の改正を考へ、砂糖消費税の値上げを考へた、こうおつしやつておられますが、そのほかに前段申上げましたような現実の諸情勢からいまして、この程度の改正ではその御趣旨を達することは困難だといふように思ひますが、どうお考えになりますか。

○政府委員(桑葉之松君) この点につきましては、御意見が御座るかと思つて、先ほどもお話をございまして、甘藷の生産高のうち水飴に使用される部分は全体の一五%でございます。従いましてその一五%について物品税を徴収する、或いはまあ競争関係にある場合といふような御意見もございしましたが、やはり水飴と砂糖とは相当競争関係にあると思ひますが、その競争関係にある砂糖について税率を引上げるというふうなことによつて、甘藷自体の価格の維持或いは生産の増加といふものを圖つて行こうとするにはいささか無理である、税の問題だけでは片付けることは困難であるといふふうに考へておられます。ただそれでは食糧増産全体の見地から、甘藷の価格なり生産数量をどう持つて行くかといふことにつきましまして、これは一つ農林省にお伺ひして頂きたいと思ひますが、私もどうもしまして、税の見地等からばかりでは無理な点があるといふふうに考へておられます。

○油井賢太郎君 政府の、大蔵省當局の説明と提案者の提案理由で大分違つてゐる数字があるのですが、今のお話によると、大体水飴に使用量といふものは生いもの一五%といふお話でしたが、提案理由を見て行くと大体四〇%になるのです。その点はどうしてそういうふうな……提案理由はこう書いてあるのですよ、生産量の過半が販売され、販売量の半ばが水飴に加工され、そうしてその水飴の八〇%が水飴の原料に使われる。こういうことになつてゐると、先ず四〇%ですね、それから今の政府のほうでは一五%、まあ大蔵に今ここに相違があるのです。○衆議院議員(川端佳夫君) 今のお話でございますが、厳密に計算いたして見ますと、二〇%もよつとくらひになつてゐるわけでございます。ところが御承知のようによつても食糧として、非常に食糧増産の安全弁に使われて来た時代から、だん／＼主食米関係も御承知のようによつて、そのほか食糧関係にかなりゆとりができて参りました。

関係から、いものが主食の中に含められて扱われる傾向といふものはだん／＼狭められて行つてゐるという見通しでありまして、大蔵當局の数字は、曾つての実績のお話もございまして、曾つての、我々も将来を見通しての考え方である要件であるといふ意味からこの改正を提案いたした次第でございまして。○油井賢太郎君 今の私が四〇%と言つたのは二〇%の誤りでありまして、今の説明で大体の見当がつきました。が、次に提案者にお伺ひしたいのですが、この水飴や糖類の手持品が相当あると思つたのです、各業者等にその手持品についてはどういふ措置をなされておられますか、あとから問題が出ないのですか。○衆議院議員(川端佳夫君) 四月一日から施行されますから、それ以後のものばかりではありません。○油井賢太郎君 それは物品税の建前として、製造業者から販売業者に渡されるべき課税されてゐます、結局販売業者の手持品にすてにかつた税金はそのままでも差支ないのですか。あとから問題は出ないのですか。○衆議院議員(川端佳夫君) それはいたし方ないのじやないかと思ひます。○油井賢太郎君 それじやあとから問題は出ません。○衆議院議員(川端佳夫君) これは出てもいたし方ないのじやないかと思ひます。○油井賢太郎君 それだけにつきりしておけばいいのです。○衆議院議員(川端佳夫君) 今の大蔵當局の説明であります、私の申し上げましたのは、いもの生産を税の問題だけから考へるといふことは、これは私もよく不可能であることを承知いたしております。又用途が非常に多岐に亘つておりますので、ひとり砂糖との関連のみにおいていもの生産をどうしようとするといふようなことを極論いたしますことは、これは僅かに二〇%しか使つておらんことではありますから、これもよくわかりますのであります。最初にお考へになつた現在の経済情勢に即応して、砂糖価格が六十八円、業務用が百十円前後しておつた、それを、八十円程度にいたしますことが妥当であらうといふふうに御考慮になつて諸般の政府原案といふものが作成されておる。これは御説明の通りであります。が、そこで現在の国際情勢なり、砂糖の市況等から参りますれば、政府原案の上に衆議院の修正案を附加いたしましても、なお且つ砂糖の価格はもつと安くなるのじやないか、安くなることは我々の生活が楽になりますので、それをきくらうといふわけではございませぬが、それによつて国内産業が更に影響を受けて困難になるという事態が考へられるので、砂糖を八十円程度にすることが妥当であると思つたならば、もつと税の問題で考へる余地があるのじやないかといふように、衆議院の修正からいふ意見がここに立つて来ると思つてゐます。八十円が妥当でないといふならば別だが、八十円程度が菓子工業その他の点から考へても、免税の点から考へても妥当だといふので関税定率法の改正、砂糖消費税のあれを定めるといふことになれば、その後の国際情

勢なり、砂糖の市況は非常に順調だ
し、日本を占めて相対売物が出てお
るので、もつと下つて行く。衆議院の
修正だけではカバール切れないで、儀
の計算では恐らく六十八円という価格
よりもつと下りやせんか、下ることを
拒否するわけじやありません、安くなる
ことは、民生の向上の上に寄與しますか
ら、そのことを拒否するわけじやあり
ませんが、それによつて及ぼす国内産
業への影響というものを考えると、八
十円程度が妥当であるとするならば、
税の面でも考へて然るべき余地がある
のじやないかと思ひますが、それをど
う考へになるか。

○政府委員(泉美之松君) お話のよう
に、砂糖の価格というものは国際市場
の影響を受けまして非常に変動し易い
ものでございまして、ニューヨークの市
場相場も、お話のように昨年の六、七
月頃、一時一ポンド当り八セントくら
いまで上つたものが、その後非常に増
産になりまして影響を受けまして、
最近の相場でございまして、四セント
四十という程度に下つて来ておりま
す。従ひましてどういふふうな価格が
なるかということは、国際相場の影響
の点を見通すことは非常にむづかしい
だらうと思ひます。先ほど申し上げま
したような八十円になるかどうかとい
う数字は、ニューヨークの相場を一ポ
ンド当り五セントと抑えて計算したもの
でございまして、その後その相場が
狂いますと、成るほどお話のような下
落の予想があるということも考えられ
るのでございまして、四セントからさ
ほど下がるものとはどうも考えられな
いのであります。従ひまして当初政府
が計算してあります八十円という数字

から若干下がるにいたしましたとしても、さ
ほど下がることはいないだらうと考へて
おります。それから又一面には、砂糖
消費税は従価税率でございまして、
従価税率にしてありますので、価格が
下がつて参りますと、その税負担はそ
れだけ重くなつて参るのでございま
す。自然負担が重くなつて参りますの
で、価格が下がれば、むしろ増税する
という、實際問題は増税したと同じ結
果になつておるのでございまして、更
にそれを、輸入税率を高くするという
のは、むしろ酷ではないかとすら考へ
られるのでございまして、従ひまして
将来の価格の予想はなかく困難でござ
いますけれども、さほど国内産業を
圧迫する事態は起るとは考へておらな
いのであります。

○油井賢太郎君 私は砂糖の点でもう
少しお伺いしたいのですが、まあ大体
我が国の経済状態から言つて、砂糖に
對しては、もつと消費税を上げていい
のじやないかという私は多年の持論で
すが、今度の値上げ等についても、こ
れでは先ほど森さんからお話があつた
ように、各方面から検討して足りない
と思つておる。併し政府はこの程度と
いうようなお話があるのですが、又先
ほど従量税だから値段が下つても、そ
れはパーセントから言つて上つて行つ
て、何か課税上においては重圧を加え
るような形であるというお話がある
し、一面から申しますと、やは
り海外の砂糖原価とのものが下つて来
れば従量税だからやはり税金そのもの
は変りがないということで、値下りに
は影響がないですね。やはり下つて来
るのですか。そういうことをスライド
する方法を政府がとるといふことも一

策ではないかと思ふのですが、そうい
うことは検討されたことがありませ
んか。例えば塩やなんかの専売と同様、
砂糖も政府の専売物にして、海外で幾
ら安くやつても、その安くつた差益
というものは政府の収入として行く、
そういうふうなことを検討せられた
ことがありませんか。

○政府委員(泉美之松君) 砂糖につ
きまして、専売制度をとるかどうとい
うことにつきましては、技術的にはい
ろいろ検討すべき余地があるかと思
ひますが、政府といたしましては、差
当りさうな考へは持つておらないの
でございまして。

○油井賢太郎君 それでは物品税のほ
うに戻りまして、提案者にお伺いした
いのですが、物品税がなくなつても海
外の価格が下れば、先ほど政府委員の
説明では、これ以下に下るまいとい
うようなお話ですが、併し国際商品の相
場の下落というものは、我々想像した
ようなものではなくて、とんでもない
値に下るときもあるのです。そういう
ことを計算しますと、提案理由
に三千円から二千二百円に下つたよう
な状況です。而もその中には百斤で五
百円という税金が含まれておるので
す。そういう点から見ても、砂糖
の消費税というものをとつと高いとい
ふへ上げておかなければ、目的に副
うことは困難じやないかと思ふのです。
例えば二千二百、三百円に今日下つてい
るとして、物品税の五百円というもの
との比較をしますと、すでに昨秋の三
千円から今日二千二百、三百円に八百円
も下つておる。物品税のほうは大体五
百円、そういう点から見ても、如何に

海外とのバランスをとる商品というも
のは日本の経済に大きな影響を及ぼす
かといふことがはつきりするのです。
それに対する御見解はどうですか。

○衆議院議員(川端佳夫君) 全く私
ちも同感の氣持を持つておるわけであ
ります。今のお説は御尤もだと
思つておりますし、そういう感を深
ういたしておるために緊急の提案をい
したわけでありまして。

○油井賢太郎君 それでこの砂糖消費
税の修正案は、衆議院のかたが千
七百元から千九百五十円に上げられた
ということは、單なる税のバランスだ
けで上げたようにしか我々には聞えな
いのです。これは大きな見地からいたしま
すと、これはもつと思ひ切つて値上げ
しておいてもよかつたのじやないかと
思ふのです。

○衆議院議員(川端佳夫君) 全くその
通りだと思ふのです。そういうふう
に考へますと、又私たちがいろいろ「税
関係の學者とか、或いはこういふこと
に關係のある業者の意見等も率直に聞
いて見ました。例えば個人の名前を挙
げてはおかしうございすけれども、
河合良成さんのごときはこの砂糖消費
税というものはもう少し上げるべき
だ、この砂糖消費税の検討というもの
は今後にも問題が残るものだ、こうい
うような意見も我々は聞かされたわけ
であります。そういう各方面の意見も
大体今の説のような線であるし、私
たちも全くそういうふうには考へてお
りましたけれども、各種の事情を勘案
いたしましたして、二百五十円アップ、こ
ういふようなことになつたわけであ
ります。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御發言
もありませんが、質疑は終了
したものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより砂糖消
費税法の一部を改正する法律案を議題
といたしまして、討論に入ります。御
意見のありのことは賛否を明らかに
してお述べを願ひます。

○森八三三君 砂糖は国民生活の上に
非常に重大な關係を持つております消
費財でありますので、これが安くなり
ますことは非常に結構であります。一
面国内関連産業を保護育成して
参りますことも重要な問題であり、そ
れが更に食糧問題に繋がりを持つてお
るということでありまして、更にそ
ういふ点を考へて対処をしなければ
ならぬ重要な問題であると思ひま
す。我々の承知いたしておりますこと
ろでは、職前におきましては砂糖の價
格のうちに占めておる各種の税の合計
が三〇%前後に相成つておつたと承
わるのであります。今度の政府原案
並びに衆議院の修正案を加へまして
も、非常に戦前のそれに比べましてな
お且つ低位にあるというふうに思われ
ます。税につきましては、今後砂糖の各
種の税につきましては、更に国内産業
を十分育成しつつ民生の点も考へて
十分に御検討を願ひまして、希望とい
たしまして更に増加することも考へ
得られるのじやないかというようにも
思われますので、そういう希望を附
まして原案並びに修正案に賛成をい
たしまして意見いたします。

○油井賢太郎君 私は今回提案された
砂糖消費税の一部改正案に賛成をいた

します。

併しながら今回の消費税の値上げ程度ではまだ不安であるという考えを持つておるのであります。提案の理由のうち砂糖消費の嗜好性を考慮してという文句も政府では譲つてあるのではありません、これは他の煙草或いは酒というようなものから見ますと、この程度の税率では極めて低率過ぎるというふうになさるべきで、やはり或る程度のバランスをとつた税率が好ましい。嗜好性を持つてゐる以上には、それに適応するような税率も当然であるというふうになさるべきで、ただ生産費というふうなものに對しましては、別に低率なる税金を課すというふうにも考えられるのであります。今回の適当な機会におきましては、砂糖消費税をもつと大幅に値上げをいたしました。海外において相当砂糖原価が安くなつても、それに対応して国内の砂糖の価格というものに余りに波瀾を来たさないようなことも考慮されるべきであると思ひます。さういふ見地から、将来においてなお一層政府においても考慮せられんことを要望して賛成いたしておきます。

○大野幸一君 私も日本社会党を代表して、賛成の意思を表示するものであります。砂糖消費税の申されました趣旨とはいささか趣きを異にいたしております。

砂糖についての本質はこれは若干の嗜好性あることを考慮してさういふ意味であつて、砂糖は必需品か嗜好品かという点に對して、政府委員もこれは若干の嗜好性あることを考慮する、必需品とのみ言われたい、さういふ点を考慮してという御説明があつた。砂糖の消費は国民生活の水準を示すものである。砂糖の消費の少い地方においては、国民生活が向上してゐない。さういふ点を考えると、砂糖の消費というものは文化の程度を表わすものである。然らば必需品たる程度の性質を十分持つておるものであり、消費税は我々の党としては好ましくあらざる止むを得ないところの緊急の税だと考えておる。さういふ点で、今後これを引上げられるというふうなことは一般大衆に對する間接税を課することになつて、我々は好まないところであり、我々から、さういふ点のないように考慮し、国際価格の変動は、これは世界人類の共通に受けるべきものである。国際価格の下落することは我が国においても好ましくあることであつて、さういふ点から国際価格云々にかかわらず、今後この消費税については余り引上げられないことを希望しつつ本法案に賛成するものであります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言ないと思ひます。砂糖消費税の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

下條 恭兵 岡崎 眞一
森 八三一 大野 幸一
小宮山常吉 油井賢太郎
小林 政夫 田村 文吉
伊藤 保平 大矢半次郎

○委員長(平沼彌太郎君) 次に物品税法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大野幸一君 日本社会党を代表しまして、本法案に對して賛成の意を表します。

從來、ここ数年前から我々はこれを主張して來たのであります。農産物に課税するということは不合理なことであるといふ点だけからしても我々はさういふことを主張して來たのであります。幸ひに議員提出になつたこと、誠に喜ばしいことだと思ひます。前可決されました砂糖消費税に關しては、法案が提出されておるようであり、するけれども、現在のところ止むを得ないお考えをいたしました。農産物の価格には、これを奨励するために、保護するためには、我々は從來農産物は国家補償による維持の主張をして來ておるのでありますから、その点におきまして、若しこの物品税を廢止をして足らない場合には、国家補償によつて農産物価格を維持するということを主張してゐる我が党といたしましては、本法案に絶対に關係を持つてゐると、双手を挙げて賛成する次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 私は民主クラブを代表いたしました。今回の物品税法の改正に絶対に賛成するものであります。前委員も申しましたが、農産物に對する課税というのは全くこれは不合理であります。さういふ観点から今回議員提出されてこれを貫徹されたといふことの点については心から賛意を表する次第であります。而もその財源の軽減といふものには對する補給を海外から輸入される砂糖に持つて行つたといふこともこれも非常に適切な措置であると考えておるのであります。よつて我々は心からの撤廢に對して賛意を表するのであります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであり、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言ないと思ひます。物品税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通りに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本法案は衆議院送付案通り可決いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

て農産物価格を維持するということを主張してゐる我が党といたしましては、本法案に絶対に關係を持つてゐると、双手を挙げて賛成する次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 私は民主クラブを代表いたしました。今回の物品税法の改正に絶対に賛成するものであります。前委員も申しましたが、農産物に對する課税というのは全くこれは不合理であります。さういふ観点から今回議員提出されてこれを貫徹されたといふことの点については心から賛意を表する次第であります。而もその財源の軽減といふものには對する補給を海外から輸入される砂糖に持つて行つたといふこともこれも非常に適切な措置であると考えておるのであります。よつて我々は心からの撤廢に對して賛意を表するのであります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであり、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言ないと思ひます。物品税法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通りに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本法案は衆議院送付案通り可決いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、これを衆議院送付案通りに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて。

別に御発言もないようであり、我々が質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言ないと思ひます。漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、これを衆議院送付案通りに御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で

あります。よつて三案は原案通り可決すべきものと決定しました。
なお諸般の手續は前例により委員長に一任を願います。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

森 八三一 油井賢太郎
小宮山常吉 大野 幸一
小林 政夫 岡崎 眞一
大矢半次郎 伊藤 保平
田村 文吉

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて。
【速記中止】

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め、次に特定道路整備事業特別会計法案(予備審査)について内容の御説明を聴取いたします。

○政府委員(菊池明君) 只今議題になつております特定道路整備事業特別会計法案と一体となつております道路整備特別措置法案につきまして、制定の理由並びにその趣旨を簡単に御説明申し上げます。

現下の国並に地方公共団体の財政事情に鑑みまして、道路の整備を促進いたし、交通の利便を増進しますために、一定の要件を備えた道路を新設いたし、又これを改築をして、その道路から通行料金を徴収することができると途を開きまして、これによつてその建設費を償還するというのが本法の趣旨であります。その主な点は次の通りであります。

第一点として、有料道路を新設し、又は改築することができるときは、建設大臣それから都道府県知事及び市長とするということであり、

第二の点は、有料道路とすることができ道路は、通行者がその通行によつて著しく利益を受ける道路であること、原則として他道路の通行の方法があつて、その通行が余儀なくされるものでないことと等一定の要件を備えたものに限り、という点であります。

第三点は料金徴収の対象となるものは原則として諸車及び無軌條電車、トロリーバスとか、無軌條電車としまして、緊急自動車その他政令で定めする車輛については徴収しないものとします。渡船場或いは道路用のエレベーター等の施設につきましては、人からも徴収することができるとする点であります。

第四点として、料金の額は道路の通行者が通常受ける利益の限度内ということを基準にしまして、政令で定めることになつております。

第五点は建設大臣は大蔵大臣と協議の上、都道府県又は市に對しまして有料道路の建設の費用の全部又は一部を貸付けることができるという点であります。

以上がその要点であります。有料制によりまして道路の整備は、我が國といつては初めての試みであります。この運用につきましては十分慎重を期して万全を盡したいと念じておる次第であります。

○小林政夫君 建設省に道路整備の十五カ年計画があるですね。で、第一次の五カ年計画というものを作つておられる、十五カ年計画の第一次五カ年計画というのがあるでしょう。それでこの特定道路をこういう方法でやろうということは、その計画の一環である

かどうかということについても知りたいわけで、予算委員会においてその資料を要求しておるのですが、未だに出ておりませんから十五カ年計画の全貌と、それから特にその中で第一次五カ年計画はどうなるかということ、それとこれとの関係はどうなるかを一つ資料によつて御説明願ひたい。

○政府委員(菊池明君) 十五カ年計画の説明書の提出はしたと思つておりますが、まだお手許に行つておりませんでか。

○小林政夫君 ええ。

○政府委員(菊池明君) そうでございますか、それじやもう一遍差上げます。ただこの際、この有料道路との関係について御説明申し上げます。勿論この有料道路に取上げられまゝものは、この十五カ年計画なり十五カ年計画には入つておるものと思ひますので、この有料道路の制度で取上げられまゝれば、五カ年計画というものは我々のほうで改めなきゃならぬと思ひます。尤もこの五カ年計画或いは十五カ年計画と申しますものは、勿論この予算の裏付けがちゃんと決定しておるわけではございませんので、ただ何と申しま

すか、我々のほうで今後改良いたし、或いは改良予定をいたします大綱を長期に亘つて予定しておこうというので作つておきます計画でありまして、裏付けになる予算はその年度々々でやつておきますので、政訂にはその困難はないと思ひます。

○油井賢太郎君 この趣旨は、何ですか、特別会計の趣旨は……収入によつて順々に回収して行つて、回収された時は無料になるという趣旨ですか。

○政府委員(菊池明君) さうでございます。

○油井賢太郎君 それではこの第一の関門道路あたりの点を見ましても、距離は僅かに三キロ半程度なんです、相当高い料金を取るわけですが、実はこれも私は視察に行つて見て、その際いろいろ當局者の話を聞いたのです、相当の高い料金を取つて還して行くのだというので、これは国家的見地から言つて成るべく安い料金でやるのが当然じゃないかというふうな意見の対立があつたのですが、何も急いで高い料金で特別会計を早く零にするという必要はないと思ふのですが、そういう点の趣旨はどういうふうになるのです。

○政府委員(菊池明君) 大変簡単にさういふのでございましてお答え申し上げます。たが、実はこの関門トンネルにつきましては、これは又後日何かの措置をとらなければならぬと思ひますが、関門トンネルは完成の曉も非常に維持管理費がかかります。特に排水それからエレベーター等の運轉、常時の維持に経費を要しますので、これは完成いたしました後もやはり或る程度の、低額ではありましようが、或る程度の賃金は徴収してつと行かなければ、これはオペレートできないと思ひますので、他のものとは少し意味が違ひますので、そういうふうな御了承願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 この有料道路を作ることによつて国有道路とか、そういう公有の道路を修理或いはその徹底することが遅れるようなことはないのでしょうか。それが等閑に附せられるというふうなことはないのでしょうか。

○政府委員(菊池明君) 有料道路を別にやるために一般の公共事業費を支出をやつておる関係のものが遅れやしないかというお尋ねであります。……

○大野幸一君 そういふものがおのづから等閑に附せられることはないかというのです。

○政府委員(菊池明君) これを考えましたのは、大変道路が遅れて行、これをよくいたして参りますのに、現在の程度の公共事業費では到底賸り切れないであらう、で、特に現在残つております大きな工事、主要幹線におきまして、大きな工事があちらこちらに残つておりますので、それを急遽にやるには公共事業費を待つておつたのでは一つの場所が十年もかかるのか、関門トンネルのごときはこのままで行けば或いは十年以上かかるというところを考へまして、別途の特別措置としてこういうことを考へたわけでありまして、他のものが、公共事業であります。仕事のほうがこのために遅れるということはない。むしろこれに振り向けらるべき公共事業費をこちらのほうに向けられますから遅れることはないと思ひます。

○大野幸一君 これは国家財政が許すようになれば、これを買収するやうなことも予定されているわけですか、將來は……

○政府委員(菊池明君) これは皆国道、府県道でありまして、買収する必要はないのであります。このままでや

はり国なり都道府県が管理して行けばよい普通の道路であります。

いう方法も將來国家財政が許せばできることになるかどうかということですが、今国家財政が許さないからそれができないが、国家財政が豊かになればこういう料金を取らない方法において、国家においてこれを回収してしまふことができるかどうか。

○政府委員(菊池明君) 勿論道路の公共性に鑑みまして、料金を取つてやるというふうな道路は作りたくないわけでありまして、勿論豊かになりまして公共事業費、特に国の道路事業費が増額せられて参りますれば、こういう措置はとる必要はないと思います。

○田村文吉君 今の有料道路にするものと、それから普通の一般公共事業費でやるものとの区別ですね、どういふ線路は公共事業費でやる、どういふ線路は有料道路にする、こういう目安とか尺度とかあるのですか。

○政府委員(菊池明君) 大体その目安は持つておりますが、国道であるからとか、府県道であるからとかいふのでは区別いたしません、非常にかつ所に集中的に多額の経費を要するといふようなものが先ず選ばれたいと思います。それから有料でやりやすい所、それから料金で早く元利の償還ができやすい所を選ばなければ、これは成立つて行かないと思ひますので、路線では区別はいたしております。まあ第一非常に多額に一方所に費用をかけなければならぬといふような所が選ばれると思ひます。

○田村文吉君 その点が何か、ただ繁昌して早く償還ができそうなのだけ選んだということでは、どうもちよつとおかしいので、過去においてすでにきておる道路があるのでありまするか

ら、そういう道路は無料であるし、今度できる道路は有料である、そこに非常に分別したい点が出て来るのです、そういう点の何か目安があらうなさらないのですか。

○政府委員(菊池明君) 我がが一番これに適當だと思ひますのは、大きな橋梁とか、大きなトンネルとかでありまして、普通の道路では余り今後ないのじやないかと思ひますが、普通の道路ですと、その点が御説のようにならうと思ひますが、それによつて非常にその輸送が円滑に行き、通るものも利便が大きい。特に通る者の利益が大きいといふ所を選ぶわけなのでございまして、この路線の路線といふ区別はちよつといたしきれないのであります、非常に隘路になつておりました、ちよつとやればと言ひますが、大工事ではあるがそれを抜けば、遠距離を廻つておる、或いは勾配の急だつたものが簡単に通れるようになつて、大量の物資が早く運べるといふような所を選ばなければなりません。

○田村文吉君 この中に橋梁等が出ておりました、この橋梁も有料の意味でお作りになるのですか。

○政府委員(菊池明君) さうでございします。

○田村文吉君 そういたしますと、例えば橋の両側の道路はできていると、ただ橋だけが不完全だといふような場合にも、これが適用されるのですか。

○政府委員(菊池明君) それが非常に金がかかりますといふような場合には、適用してよろしいと思ひます。

○田村文吉君 今ここに列挙してございます3の項目の特定道路整備事業貸付金の中に橋梁がずつと書いてござい

ますね、そういうようなものはそういう意味のものなんですか。

○政府委員(菊池明君) さうでございします。

○田村文吉君 この総額が、ちよつと数字がわからんのですが、総額はどのくらいで、今年度の年度割は幾らになつておりましたか。

○政府委員(菊池明君) この左から七欄目の総事業費といふのがございします。それをずつと下へ行きまして合計といふ所に九十六億六千四百五十八千円とございします。これが総事業費でございまして、それから四欄目の所に二十七年度とありましてその下の合計の十五億といふのが、来年度に要求されておるのでございします。

○田村文吉君 二十七年のⅡといふのは何ですか。ⅠとⅡとありますね。

○政府委員(菊池明君) 実はこの表は、この際の表としては不適当かと思ひます。実は二十七年にその次のⅡの十億を合計した二十五億を要求したしたつたのであります、それが十五億に削減されて、機会でもあれば十五億を更にといふ意味で特にここに掲げたわけでありまして、実は二十五億四年度と非常に都合がよいといふ数字が出ておりましたが、只今の段階におきましては、このⅠの十五億が問題になるわけでありまして。

○田村文吉君 なお、これには今後とも毎年追加されて、こういう継続事業でやろうという構想でいらつしやるのですか。

○政府委員(菊池明君) 我がはそのつもりでおりますが、この貸付のほうは三年間ということになつておりますので、余り長くはこれはやりたくないの

であります。

○田村文吉君 それはそうですが、毎年こういう計画の下に有料道路、有料橋梁といふものをやつて行く、こういう構想を立てていらつしやるのですか、こういうことを伺つておるのです。

○政府委員(菊池明君) 今年終えたら又来年九十六億六千四百五十八千円以外に、又来年増加しておやりにならう、こういう御方針ですか。一応はこれで打ち切りなさうという御方針ですか。

○政府委員(菊池明君) これで打ち切りと思つておられません。そう増すこともないと思ひますが、やはり必要なのは相当あるようでございします。その成績によりまして、どうも有料の料金の徴収等について各方面に懸念があるようでありますので、そう擧げて行くことはよほど條件のいいものでないといふかと思ひます。それで、そう擧げて行くことにはないと思ひますが、我々のすぐに取り上げられる程度のものはまだこのほかにあるの、その程度のものは追加されるだらうと思ひます。

○小林政夫君 今の田村委員の質問と関連して……取上げる取上げないといふことは、何か建設大臣の専断ですか、専断と云うか、一人できめるのですか。

○政府委員(菊池明君) 管理者の意見を徴しまして建設大臣がこれを決定するといふ、これは国道の場合であります。それからその管理者は地方公共団体の議事に諮問いたしまして、それによつて大臣のほうに意見を出す、その上できめる。

○田村文吉君 今、細かいことを伺ひますけれども、例えば推定交通量といふやつがあるんですが、その中に一年に二百台、三百台を切るようなのがありますか、こういうのは一体料金を取るということにせよ、その目的自身が達せられるのですか、一日ですか、これは年と書いてある、これ

○田村文吉君 今、細かいことを伺ひますけれども、例えば推定交通量といふやつがあるんですが、その中に一年に二百台、三百台を切るようなのがありますか、こういうのは一体料金を取るということにせよ、その目的自身が達せられるのですか、一日ですか、これは年と書いてある、これ

○田村文吉君 今、細かいことを伺ひますけれども、例えば推定交通量といふやつがあるんですが、その中に一年に二百台、三百台を切るようなのがありますか、こういうのは一体料金を取るということにせよ、その目的自身が達せられるのですか、一日ですか、これは年と書いてある、これ

は間違ひですか。

○政府委員(菊池明君) 誠に申訳ないですが、関門の分が年でありまして、それからあと一日であります。

○岡崎眞一君 それでなければおかしいと思ふんです。わかりました。

○油井賢太郎君 一点だけ伺いたいのですが、こういうものは国庫では全然金を出さないという結論になるわけですね、使用者が全部負担して。同じ橋であつても国庫でちゃんと架けて只を通してくる橋と、それからそこを通る者は皆受益者負担であるというのでは、ちよつとおかしいと思ふんです。半分ぐらいは国庫で出してでもいいんじゃないかというふうに考えられますが、そういうふうな点のお考えはどうなんでしょうか。

○政府委員(菊池明君) 公共事業費から幾分でも負担せよという御意見だと思ひますが、まあ端的に申しまして、公共事業費が非常に窮乏でありまして、こういう大きなものはなか／＼処理できないというので、まあ考えたのであります。尤もこれは国の公共事業費のみならず、地方の負担金も合せてこれを行へばいいという説もございまして、希望の府県或いは都市によりまして、これに地方負担金を加へまして早期に完成して、そうして料金を早く取つて返したいというふうな希望のものもございまして、そういう場合には、自然ほかの公共事業費的なものも入ると思ひます。只今国の公共事業費をこれに入れようというのを考えずにやつておるんですが、その辺やアンバランスの点はございしますが、何しろ先ほど申しましたように、非常に公共事業費が窮乏なものでござい

から、本当に道路の公共性から考えまして、健全な恰好ではないかも知れませんが、一時こういうことでもやつて切り抜けて、早く道路を整備したいという熱意からやつたわけでござい

○油井賢太郎君 それならすでに建設されている橋であるとか道路といふもの、そういうものに低廉な料金をかけて、こういうものをカバーするということも一案かと思ふのですが、そういうことは検討されたんですか。

○政府委員(菊池明君) そういうことも考えられますが、なか／＼只今まで無料だった所を料金を取るということとはむづかしいと思ひまして、今回は考へておりません。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日はこの程度にして委員会を終了いたします。午後零時五十七分散会

三月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

一、信用金庫法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する

第六條第一項及び第四項中「又は地方税」を「若しくは地方税又は地

方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」に改める。

第七條第一項第一号を次のように改める。

一 削除

第七條第一項第五号を次のように改める。

五 削除

第七條第二項中「第一号、」及び「第五号、」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に国及び公団等(国庫出納金等端数計算法第一條第一項に規定する国及び公団等をいう。)が納入の告知をしたものに係る収納又はこの法律施行前に支拂義務の確定したものに係る支拂(国債証券に対する利子の支拂を除く。)については、なお従前の例による。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

に次の一号を加える。

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の詔証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第四号から第十五号までに掲げる職員並びに各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

第二條第三項中「(都については、特別区の存する全地域)」を「(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條第二項第六号中「職員が死亡した場合を、外国在勤の職員が死亡した場合」に改め、同項に次の一号を加える。

八 外務公務員法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところにより休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合に、当該職員

第六條第一項中「支度料及び」を「支度料、旅行雑費及び」に改め、同條第九項中「家財」を「住所又は居所」に改め、同條第十項中「赴任」を「赴任に伴う住所又は居所の移転」に改め、同條第十二項中「外国への出張又は赴任」を「本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任」に改め、同條第十五項中「外国旅行について、」を「外国旅行のうち第四十一條第一項に規定する旅行につい

ては、」に、「支給することができ

る。」を「支給する。」に改め、同條第十三項を同條第十四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第十二項の次に次の一号を加える。

13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

第十一條中「日当又は宿泊料につ

いて」を「日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本條において同じ。)について」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者について

は、一等の運賃

第十六條に次の一項を加える。

3 前二項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

第十七條第一項第一号イ中「八級」を「十一級」に改め、同号ロ中「七級」を「十級」に改める。

第二十四條を次のように改める。

(前後手当)

第二十四條 前後手当の額は、別表

第一の日当定額の五分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

第二十五條第一項第一号ハ中「こ

れを一人とみなして」を「一人をこ

える者ごとに」に、「鉄道賃」を「鉄

道賃及び船賃」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十七條各号列記以外の部分中「旅費及び」を「旅費又は」に改め、同條第二号中「範囲内の実費額」を「二分の一に相当する額」に改め、同條第三号中「各号の一」を「第二号又は第三号」に改める。第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移した場合には、別表第一の鉄道五十キロメートル未満の場合の移動料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移動料。但し、当該移動料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十二條第一号中「二以上の階級」を「二階級」に改め、同号を同條第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次のように加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃
イ 内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者については、最上級の運賃
ロ 六級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

第三十三條第一号を次のように改める。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃
イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等については、その階級内の最上級の運賃、十五級以下十一級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、十級以下の職務にある者については下級の運賃

者については十五級以下十一級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、六級以下の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等については、その階級内の最上級の運賃、十五級以下十一級以上の職務にある者については中級の運賃、十級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等については、その階級内の最上級の運賃、その他の者については下級の運賃

第三十五條第二項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 第三十二條第四号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

第三十九條第二項中「外国に赴任又は出張」を「本邦から外国に出張又は赴任」に改め、同條に次の一項を加える。

3 外国に勤務の者が他の外国に出張又は赴任を命ぜられた場合において支給する支度料の額は、第一項の規定にかかわらず、出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。
第三十九條の次に次の一條を加える。

(旅行雑費)
第三十九條の二 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

第四十一條を次のように改める。
(旅行手当)
第四十一條 第六條第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、捕鯨監督又は漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情に因り別表第二の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて大蔵大臣が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。
第三章中第四十五條の次に次の一條を加える。

(休暇帰国の旅費)
第四十五條の二 第三條第二項第八号の規定により支給する旅費は、職員の在勤地と本邦における所属庁所在地間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。

2 前項の場合において、職員が当該休暇帰国に際し、扶養親族を随伴するときは、第三十八條第二項の規定に準じて計算した旅費（着後手当及び支度料に相当する部分を除く。）に相当する額を前項の旅費に加算して支給する。
附則第四項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第四項とし、以下附則第十項までを四項ずつ繰り上げ、附則第十一項を削る。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 内国旅行の旅費

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区 分	車 賃（一キロメートルにつき）		日 当（一日につき）		宿 泊 料（一夜につき）			食 卓 料（一夜につき）
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	方	
内閣総理大臣等	八円八〇銭	八円	四〇〇円	三六〇円	二、〇七〇円	一、八八〇円	一、六五〇円	四〇〇円
十五級の職務にある者	七円二〇銭	三二〇円	三二〇円	一、六九〇円	一、三五〇円			三二〇円

十三級及び十四級の職務にある者	六四四〇銭	二九〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	二九〇円
十一級及び十二級の職務にある者	五四六〇銭	二五〇円	一、三二〇円	一、〇五〇円	二五〇円
九級及び十級の職務にある者	四四八〇銭	二二〇円	一、一三〇円	九〇〇円	二二〇円
八級の職務にある者	四四四〇銭	二〇〇円	一、〇三〇円	八三〇円	二〇〇円
七級以下の職務にある者	四四	一八〇円	九四〇円	七五〇円	一八〇円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二、移転料

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等	一八、〇四〇円	二〇、四六〇円	二五、三〇〇円	二八、一六〇円	四〇、〇四〇円	五二、一四〇円	六三、八〇〇円	八〇、九六〇円
十五級の職務にある者	一六、四〇〇円	一八、六〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、六〇〇円	三六、四〇〇円	四七、四〇〇円	五八、〇〇〇円	七三、六〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一四、七六〇円	一六、七四〇円	二〇、七〇〇円	二三、〇四〇円	三二、七六〇円	四二、六六〇円	五二、二〇〇円	六六、二四〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一三、一二〇円	一四、八八〇円	一八、四〇〇円	二〇、四八〇円	二九、一二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円
九級及び十級の職務にある者	一一、四八〇円	一二、〇二〇円	一六、一〇〇円	一七、九二〇円	二五、四八〇円	三三、一八〇円	四〇、六〇〇円	五一、五二〇円
八級の職務にある者	九、八四〇円	一一、一六〇円	一三、八〇〇円	一五、三六〇円	二一、八四〇円	二八、四四〇円	三四、八〇〇円	四四、一六〇円
七級以下の職務にある者	八、二〇〇円	一〇、二二〇円	一二、六五〇円	一四、〇八〇円	二〇、〇二〇円	二六、〇七〇円	三一、九〇〇円	四〇、四八〇円
七級以下の職務にある者	八、二〇〇円	九、三〇〇円	一一、五〇〇円	一二、八〇〇円	一八、二〇〇円	二三、七〇〇円	二九、〇〇〇円	三六、八〇〇円

備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費

一日当、宿泊料及び食卓料

区 分	甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	食卓料 (一夜につき)
内閣総理大臣、最高裁判所長官及び特命全權大使	四、三二〇円	三、四六〇円	一一、九六〇円	一〇、三七〇円	三、九六〇円
その他の者	二、七〇〇円	二、一六〇円	八、一〇〇円	六、四八〇円	三、六〇〇円
十五級の職務にある者	二、一六〇円	一、七三〇円	六、四八〇円	五、一八〇円	二、八八〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、二二〇円	二、三四〇円

十一級及び十二級の職務にある者	一、五五〇円	一、二四〇円	四、六六〇円	三、七三〇円	二、〇七〇円
九級及び十級の職務にある者	一、三五〇円	一、〇八〇円	四、〇五〇円	三、二四〇円	一、八〇〇円
八級の職務にある者	一、二二〇円	九七〇円	三、六五〇円	二、九二〇円	一、六二〇円
七級以下の職務にある者	一、〇八〇円	八六〇円	三、二四〇円	二、五九〇円	一、四四〇円

備考

- 一 乙地方とは、朝鮮、台湾、沖縄及び大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。
 二 船舶又は航空機による旅行（出発又は到着の日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二 移 転 料

区 分	特 命 全 権 大 使		鐵道百キロメートル未滿	鐵道百キロメートル以上五百キロメートル未滿	鐵道五百キロメートル以上千キロメートル未滿	鐵道千キロメートル以上五千キロメートル未滿	鐵道五千キロメートル以上一萬キロメートル未滿	鐵道一萬キロメートル以上
	内閣總理大臣等	そ の 他 の 者						
十五級の職務にある者	三五、二〇〇円	四六、二〇〇円	六三、八〇〇円	八三、六〇〇円	一〇五、六〇〇円	一二九、八〇〇円		
十三級及び十四級の職務にある者	三三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円		
十一級及び十二級の職務にある者	二五、六〇〇円	三三、六〇〇円	四六、四〇〇円	六〇、八〇〇円	七六、八〇〇円	九四、四〇〇円		
十級以下の職務にある者	二〇、八〇〇円	二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円	六二、四〇〇円	七六、七〇〇円		
	一八、四〇〇円	二四、一五〇円	三三、三五〇円	四三、七〇〇円	五五、二〇〇円	六七、八五〇円		
	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円		

備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

三 支度料及び死亡手当

区 分	支 度										死 亡 手 当	
	甲 地 方				乙 地 方				甲 地 方	乙 地 方		
	出	張	赴	任	出	張	赴	任				
内閣総理大臣、最高裁判所長官及び特命全權大使	旅行期間 一月未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間 三月以上		旅行期間 一月未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間 三月以上					
	二八、五〇〇円	一〇、九〇〇円	一九、〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	九〇、八七〇円	一五、九〇〇円	一五、五三〇円	二四〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円		
内閣総理大臣等	そ の 他 の 者	一七、八〇〇円	二〇、七〇〇円	二五、〇〇〇円	六六、三〇〇円	一四、七〇〇円	三三、一〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円		
十五級の職務にある者		六、三〇〇円	一四、七〇〇円	三三、三〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	六八、九七〇円	九八、五六〇円	一六〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円		
十三級及び十四級の職務にある者		七、七〇〇円	八、九〇〇円	一〇〇,一〇〇円	一八〇,〇〇〇円	六六、〇六〇円	六六、〇六〇円	八〇,〇八〇円	一四〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円		
十一級及び十二級の職務にある者		六、九〇〇円	七、三〇〇円	八八、五〇〇円	二五〇,〇〇〇円	四九、五〇〇円	六〇,三〇〇円	七〇,八〇〇円	二二〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円		

九級及び十級の職務にある者										
八級の職務にある者										
七級以下の職務にある者										
	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円	600,000円	700,000円	800,000円	900,000円	1,000,000円

備考

一 地域区分は、日当及び宿泊料について定める地域区分に同じ。
 二 死亡手当については、船舶による旅行中に死亡した場合には、乙地方において死亡したものとなし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。
 2 昭和二十七年三月三十一日以前に出発した旅行に対する移転料及び支度料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）の額については、なお、従前の例による。

信用金庫法の一部を改正する法律案
 信用金庫法の一部を改正する法律

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一号及び第十條第一項但書中「百人」を「三百人」に改める。
 第五十三條第一項中第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 会員のたしにする有価証券の拂込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支拂の取扱

同條第二項中「前項第四号」を「第一項第四号及び前項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一

項を加える。

2 信用金庫は、前項第二号に規定する貸付の外、同項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、会員以外の者に対する資金の貸付又はこれらの者のためにする手形の割引を行うことができる。

同條に次の一項を加える。

4 信用金庫は、第一項第五号に規定する業務に関して、商法第七十五條第二項第十号、第七十八條及び第八十九條（同法第二百八十條ノ十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百八十七條第二項第十号及び第百八十九條第六号の規定の適用については、これらの規定にいう銀行とみなす。

第六十一條中「（明治三十一年法律第十四号）」を削る。

第九十一條第十四号中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁